各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

帰国者・接触者相談センターの運営について

「帰国者・接触者相談センター」については、各保健所等への設置を依頼したところであり、現在、帰国者・接触者外来への受診の調整などを行っていただいております。

今般、感染が拡大している状況を踏まえ、帰国者・接触者相談センターの業務が増加していることに鑑み、下記のとおり帰国者・接触者相談センターの業務委託について御連絡します。

各都道府県におかれては、保健所を設置する市及び特別区並びに地域の医師会や医療機関をはじめとする関係者へ周知した上で、適宜御検討いただきますようお願いいたします。 なお、下記の取扱いについては、日本医師会にも協議済みであることを申し添えます。

記

帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関など本業務を実施するにあたって十分な知見や業務への理解を有する者へ外部委託することも可能とする。

外部委託の方法としては、以下のようなものが考えられるが、関係者等と調整の上、地域の実情に応じた方法を柔軟に御検討いただきたい。

- ・ 帰国者・接触者相談センターのすべての業務を委託するのではなく、特定の曜日や 時間帯の相談への対応や、医療機関からの相談や特に医学的知見が必要な相談への 対応のように一部の業務のみを委託することも可能である。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの相談業務は電話での対応となるため、場所は必ずし も今まで業務を行っていた保健所等で実施する必要はなく、住民への連絡先の周知 を適切に行えば別の場所で実施することも可能である。
- ・ 帰国者・接触者外来を設置している医療機関に帰国者・接触者相談センターの業務 を委託することとしても差し支えない。

なお、外部委託する場合には、これまでに厚生労働省から周知している帰国者・接触者相談センターの業務について十分に御了知いただいた上で、取り組んでいただくようお願いする。そのため、これまで各保健所等で行ってきた業務内容を踏まえて委託先に丁寧に説明していただくなど、既存の帰国者・接触者相談センターと適宜、連携して取り組んでいただきたい。

加えて、外部委託した場合においても、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼 について」(令和2年2月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症 課事務連絡)に基づく、帰国者・接触者相談センターの設置状況や相談件数等の報告につ いて、引き続き御対応をいただきたい。

また、連絡先が変更されるなど、外部委託した際に、帰国者・接触者相談センターの対応が変更される場合は住民及び関係者に周知を徹底するようお願いする。

以上